別表第三　教員の数

船舶職員の養成を受けようとする者の数に応じ、別表第一の修業期間及び別表第二に掲げる登録船舶職員養成施設の区分に応じた必要履修単位数を履修させるのに必要と認められる教員の数であること。なお、学校等にあっては次のとおりとする。

養成施設の区分	教員の数
（略）	（略）
別表第一第十二号、第十二号の二及び第十三号によるもの	次により算出した数（その数が二人未満であるときは二人）以上であること。 （同一年度に入学する者に係る学級数×17）÷18
（略）	（略）

備考　（略）

別表第五　練習船による実習の基準

㈠　三級海技士（航海）第一種養成施設、船橋当直三級海技士（航海）第一種養成施設、三級海技士（機関）第一種養成施設、内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設及び機関当直三級海技士（機関）第一種養成施設の場合

（表　略）

備考

三級海技士（機関）第一種養成施設及び内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設における練習船による実習は、工場又は工作技能訓練施設における実習であって、実習科目の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行うものをもって代えることができる。ただし、当該実習の期間のうち、実習の期間の項中第一項に規定する期間とみなして乗船履歴として算入できる期間は、三月を限度とする。

㈡　六級海技士（航海）第一種養成施設及び内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設の場合

（表　略）

備考

1　（略）

2　内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設における練習船による実習は、工場における実習であって、実習科目の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行うものをもって代えることができる。ただし、当該実習の期間のうち乗船履歴として算入できる期間は、二月を限度とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第三　教員の数

船舶職員の養成を受けようとする者の数に応じ、別表第一の修業期間及び別表第二に掲げる登録船舶職員養成施設の区分に応じた必要履修単位数を履修させるのに必要と認められる教員の数であること。なお、学校等にあっては次のとおりとする。

養成施設の区分	教員の数
（略）	（略）
別表第一第十二号及び第十三号によるもの	次により算出した数（その数が二人未満であるときは二人）以上であること。 （同一年度に入学する者に係る学級数×17）÷18
（略）	（略）

備考　（略）

別表第五　練習船による実習の基準

㈠　三級海技士（航海）第一種養成施設、船橋当直三級海技士（航海）第一種養成施設、三級海技士（機関）第一種養成施設、内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設及び機関当直三級海技士（機関）第一種養成施設の場合

（表　略）

備考

三級海技士（機関）第一種養成施設及び内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設にあっては、実習の期間の項1に規定する期間のうち三月以内の期間に限り、船舶の推進機関の製造若しくは整備又は船舶の推進機関に関連する自動制御機器の製造を行う工場（実習を行うに適したものであること。）における実習であって、実習科目の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行うものをもって代えることができる。

㈡　六級海技士（航海）第一種養成施設及び内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設の場合

（表　略）

備考

1　（略）

2　内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設にあっては、実習の期間の項に規定する期間のうち二月以内の期間に限り、船舶の推進機関の製造若しくは整備又は船舶の推進機関に関連する自動制御機器の製造を行う工場（実習を行うに適したものであること。）における実習であって、実習科目の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行うものをもって代えることができる。